

姫路市教育委員会会議録（令和８年８月）

○ 日 時 令和８年８月２５日（火）午後２時から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後２時）

日程第１ 会議録署名委員の指名等

日程第２ 会期の決定

日程第３ 議事

議案第１８号 令和７年度教育委員会関係予算の決算について

議案第１９号 令和８年度姫路市一般会計補正予算（第３回 教育委員会事務局所管分）について

議案第２０号 姫路市立野外活動センター条例を廃止する条例の制定について

議案第２１号 姫路市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２２号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について

議案第２３号 審査請求に対する裁決について

日程第４ 報告

１ 姫路市立高等学校校舎等整備に係る基本構想・基本計画の策定に向けた取組について

２ 令和８年度全国学力・学習状況調査の結果について

３ いじめ重大事態の対応状況について

４ 姫路市立野外活動センター条例施行規則を廃止する規則の制定について

日程第５ 次回委員会開催日時等

日程第６ その他

○ 出席者（委員）久保田教育長、森下委員、山下委員、三木委員、岡委員

（事務局）高橋教育次長、角倉教育次長、濱田教育総務部長、

藤保教育企画室長、砂山生涯学習部長、南原総合教育センター所長、

藤岡総務課長、加野学校施設課長、小林学校施設課主幹、

川嶋教育企画室主幹、藏見教育企画室主幹、小野教育企画室主幹、

柳田教職員課長、中尾学校指導課長、上野健康教育課長、

牛尾健康教育課主幹、中安人権教育課長、古林教育研修課長、

儀武生涯学習課長、沼田文化財課長、志水姫路科学館長、

幸田城郭研究室長、友定城内図書館長、坂田埋蔵文化財センター館長、

豊田幼保連携政策課長

（書記）杉本総務課係長、馬場総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会を開催いたします。
- 出席者数は、定足数に達していますので、委員会は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第 1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
本日の会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により森下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。
- 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委 員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって、提案のとおりといたします。
- それでは、日程第 3 議事 及び日程第 4 報告 に入りたいと思いますが、議事に先立ち、議案の一括審議及び公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
- まず、一括審議についてですが、議案第 20 号及び報告事項の 4 並びに議案第 21 号及び第 22 号は関連がありますので、一括審議としたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委 員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認め、議案第 20 号及び報告事項の 4 並びに議案第 21 号及び第 22 号は一括審議とします。

教育長

- 次に、公開又は非公開についてですが、議案第 18 号から第 21 号までは、会議規則第 15 条第 3 号に規定する「教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件」に該当し、議案第 23 号は同条第 5 号に規定する「審査請求に関する事件」に該当し、議案第 22 号並びに報告事項の 1、3 及び 4 は同条第 6 号に規定する「公開が不適当な事件」に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。
- また、議案第 18 号から第 22 号まで並びに報告事項の 1 及び 4 の会議録につき

ましては、会議規則第 13 条第 4 項の規定に基づき、市議会での審議が終了した後に公表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委 員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 18 号から第 23 号まで並びに報告事項の 1、3 及び 4 は非公開と決定します。
- また、議案第 18 号から第 22 号まで並びに報告事項の 1 及び 4 の会議録につきましては、市議会での審議が終了した後に公表することと決定します。

教育長

- 会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、
報告事項の 2 令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (学校指導課長 報告事項の 2 について説明)

令和 8 年度の調査は、市内全ての小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部の 6 年生並びに中学校、特別支援学校中学部の 3 年生及び義務教育学校後期課程の 9 年生を対象に、令和 8 年 4 月 20 日から 5 月 29 日にかけて行いました。本年度の教科に関する調査は、小学校、中学校ともに国語と算数・数学の 2 教科、中学校は CBT 調査による英語をおこなっております。

「3 結果」の「(1)教科に関する調査」の表でございますが、小学校におきましては、国語、算数において、国の平均正答率をやや下回っております。中学校におきましても、国語、数学、英語において、国の平均正答率をやや下回っております。なお、中学校英語の結果につきましては、9 月 2 日水曜日の 12 時に Web システムにて提供予定になっております。

「(2)質問調査」の表でございますが、児童生徒質問調査についてですが、「学習への興味」については、小学校の算数において、国と同程度になっており、中学校の数学において、国を下回っております。「主体的・対話的で深い学び」については、小学校において、国と同程度になっております。中学校において、大きく下回った項目があります。「ICTを活用した学習状況」については、小学校においては、国をやや下回っており、中学校においては、国を大きく下回っております。「総合的な学習の時間」については、小学校において、国と同程度になっており、中学校において、国を大きく下回っております。「自己有用感」「社会参画力」については、小学校、中学校ともに、国と同程度になっております。

学校質問調査についてですが、「授業改善」については、小学校、中学校ともに、国と同程度、もしくは国を上回る結果が続いております。「小中連携・小小連携」については、小学校、中学校ともに、本年度も国を上回っております。

結果の詳細については、国の分析の視点を参考にしながら、今後、分析を行い、改善を促す手立てについて検討してまいります。昨年度の全国学力学習状況調査のリーフレットをベースに今年度も作成してまいります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

単年度ごとの国との比較では、調査対象となる生徒が毎年変わり実態が把握しづらいため、例えば、令和4年の小学6年生は令和7年には中学3年生になるので、同じ対象を追ってどういう変化が起きたのかということに注視すべきだと思います。各設問に対し肯定的な回答をした児童生徒の割合について、小6から中3への変化は、本市と国を比較すると、特に「児童生徒質問」の中の「学習への興味」、「主体的な学び」及び「ICTや総合的な学習」の項目についての本市の落ち方がすごく大きいです。学力レベルを上げる前段階の話で、「学ぶ意欲」や「興味を持つて取り組もうとする姿勢」がこの3年間で国に比べて著しく落ちているのが現状ですが、この3年間の経緯をどう捉え、今後の対応についてどのように具体的に考えていますか。

(答)

ご指摘のとおり、様々な項目で小学6年生の時の結果と比べて、国の平均よりも下がっています。資料に、昨年度の分析結果のリーフレットを参考に添付していますが、ご指摘していただいた点も踏まえた分析結果を学校現場へフィードバックしていき、研修や学校訪問の際に活用しながら、授業改善に向けての取組を各学校で進めていくよう指導していきたいと考えております。実際、各学校の教師の意識は上向きに変わってきており、各学校における授業改善のための研修会講師や指導主事の派遣依頼が増えてきております。そういった機会を通じて学校現場に授業改善の取組を浸透させていきたくと考えております。

(意見)

提供側（学校側）からではなく、受け手側（児童生徒）の視点で考えれば分かりやすいと思います。先生方の頑張りについては資料にありますが、生徒の3年を追ったときにどう成長したかというのがこの令和5年から令和8年の比較に出てきます。学力の部分だけではなく、これから先の伸び代がある子供たちの「学ぶ意欲」、「興味の持ち方」等の大きなヒントになってくると思います。

(答)

ご指摘いただいた視点も踏まえて、分析、検討していきたいと思います。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれです承したいと思います。

教育長

○ それでは、非公開案件の審議に入ります。

議案第18号 令和7年度教育委員会関係予算の決算について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (教育次長、各部・室長 議案第 18 号について説明)
- ・ 教育次長から、歳入予算の歳入済額、収入率、主な内容を説明
- ・ 各部、室長から歳出予算の所管事項の支出済額、執行率、主な内容を説明

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

教育情報化推進費が約10億円計上されていますが、これは例年かかってくるものですか。情報化推進は単年度でするものではないので、例えば3か年計画なり5か年計画なりで、この時期にこれぐらいの費用がかかるから備えて、ツールをアップデートしようというような計画があると思いますが、今後の予算の見通しはどうなっていますか。

(答)

令和7年度決算については、今学校が使用している校務支援システムの更新に約1億円かかっています。例年の費用については、各機器の更新時期によって異なりますが、例えば1人1台端末であれば、4年契約で国の補助金も含めて30億円程度かかりますので、毎年その費用がかかってきます。それ以外にも、校務支援システムや先生が使用している端末の共有ファイルサーバー、マイクロソフトのアカウント使用料のランニング費用が毎年かかってきます。これらは長期継続契約となっておりますが、年数につきましては、それぞれの契約において異なっております。

(問)

例えば3年や5年でどういう形でこの費用がかかっていくのかという予算の「見える化」をしていただきたいと思います。情報化推進には莫大な費用がかかりますので、目処としてどういう費用をかけていって、何を実現しようとしているのかという計画を知りたいです。

(答)

大体の金額で言いますと、例年10億円弱ぐらいはかかってきます。児童生徒数は減ってきているので、基本的には必要な機器数は減っていきませんが、一方で機器の価格が高騰しておりますので、そのあたりの予算の精査をしながら、基本的には、毎年そう大きく変わらず9億円から10億円ぐらいの間で推移していくと思います。将来的なイメージについては、国の方向性に合わせて環境整備をしていきますので、特に本市で独自に何かを整備していくというようなことではなく、国の方向性に合わせながら整備していく予定です。

(問)

令和7年度決算をどう評価していますか。教育委員会の予算執行に関して、この1年の評価をお尋ねします。

(答)

教育委員会だけをとりまえて評価するのは難しいですが、本市全体の決算が近日中に発表され、財政の健全性や黒字額等、全体の経常状況について詳細に説明されます。教育委員会分だけをとりまえますと、補正予算等も活用しながら、執行率も

歳出は9割を超えておりますので、決算としては評価できると思います。

(意見)

予算の執行率や収支の健全化がゴールだと捉えれば、おっしゃることは理解できますが、そういった技術的な意味での収支バランスではなく、この予算で何を実現したかったのかということが私の質問の趣旨です。設備の整備といったアウトプットの部分だけでなく、それによって何を実現したのかというアウトカム、さらにはその先にある中長期的な人材育成といったインパクトについて検証するべきだと思います。姫路市教育振興基本計画の表紙にも「未来をひらくふるさと姫路の人づくり」とあるように、「学んでつながる教育」という目標に向けて、執行された予算がどれだけ寄与したのか、目標に向けて前進したのか、あるいは足踏み状態なのかということをしっかり認識する必要があると思います。PDCAサイクルの中で、適切な評価(Check)がなければ、次の予算編成のときに、「予算を消化するための予算」になってしまい、市民の信頼を得られなくなる可能性を懸念しています。中長期的な視点に立ち、予算執行がどう成果に結びついているのかについて、しっかり説明責任を果たしていただけるようにお願いします。

(意見)

設備だけではなく、補助員の配置といった「人のインフラ」についても、単年度でどのような成果が得られたのかを評価する必要があると思います。改善したのか、不足していたのか、あるいはやり方が悪くなかったのか等を検証し、効果が高い施策には予算を厚くし、効果が薄いものは他へ回すといった洗い出しをすることで、中長期的なビジョンとのズレが分かり、次年度の予算が中身のあるものになると思いますので、一度見直していただければと思います。

(問)

限られた時間でどのような形で決算の総括をするのがよいかご意見を伺いたいと思います。

(意見)

例えば、KPIは、たくさんある指標の一つであり、この数字を注視しすぎるのは施策が歪む恐れがあるのでよいと思いません。しかしながら、本市は予算規模も執行能力も全国平均より優れており、豊かな行政基盤を持っているにもかかわらず、令和8年度全国学力・学習状況調査の結果を見れば明らかなように、平均以上のアウトプットがある一方で、客観的評価が平均以下にとどまっています。これには、組織としての何らかの弱みがあると感じます。事務局からは定期的に報告をいただいています。より建設的な議論を行うためには、率直に課題を抽出する必要があると思います。自己評価が高い一方で、客観的評価が長年低いままなのは周知のとおりで、それがずっとまかり通っている現状だと、総括をするにしても、本当の総括がされているのか疑問です。熱心に取り組んでいるのに成果につながらないのであれば、どこか他に原因が別にあるはず。客観的評価が悪いということを認められる環境がなければ真の原因究明から遠ざかってしまいます。

(意見)

評価対象が多岐にわたるため、どのような形で意見交換を深めていくべきか、模

索している段階です。

(意見)

多大な労力をかけて教育大綱や基本方針を策定しているのであれば、教育委員会としてのゴールや、予算執行によって何をを目指すのかという共通認識が組織全体で共有されているはずですが、実際に全員が同じゴールに向かって歩めているかという点については検証が不十分なのではないでしょうか。足並みが揃っているかという初歩的な確認も含め、見直す必要があると考えます。

教育長

- それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第18号 令和7年度教育委員会関係予算の決算について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第18号は、原案のとおり可決しました。

教育長

- 次に、
議案第19号 令和8年度姫路市一般会計補正予算（第3回 教育委員会事務局所管分）について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- （教育次長 議案第19号について説明）
令和8年度姫路市一般会計補正予算（第3回 教育委員会事務局所管分）に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長へ意見の申出をするものでございます。
まず、「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、歳入予算につきまして、75款 繰入金を1億1,231万9,000円、歳出予算につきまして、55款 教育費を300万円、それぞれ増額補正するものでございます。
まず、事項別明細書の歳入でございますが、75款 15項 75目 学校給食費調整基金繰入金につきましては、学校給食事業における給食用物資の確保に要する経費に充てるため、姫路市学校給食費調整基金を取り崩し、1億1,231万9,000円を繰り入れるものでございます。
次に、事項別明細書の歳出でございますが、55款 38項 15目 文化財保護顕彰費でございますが、安富町皆河に所在いたします国指定重要文化財「旧古井家住宅」の国宝化に伴う経費として、300万円を増額補正するものでございます。
「第3表 債務負担行為補正」でございますが、北部学校給食センター運営事業に係る「学校給食センター運営事業費」につきまして債務負担行為を設定するものでございます。
次に、補足資料により、詳細についてご説明いたします。
まず、「学校給食費調整基金予算の補正」でございますが、「1 概要」のとお

り、姫路市の学校給食事業における給食用物資の確保に要する経費に充てるため、姫路市学校給食費調整基金を取り崩し、市の収入とするため予算を増額補正するものでございます。「2 内容」でございますが、学校給食の食材購入費は保護者負担であることから、歳入予算で学校給食費として保護者から徴収し、歳出予算の給食用物資購入費に充当することとしております。令和7年度の学校給食の実施にあたり、近年における物価高騰の影響により給食用物資購入費も大幅に増加しており、国からの臨時交付金を充当してもなお不足した分があるため、当該基金を取り崩し、不足分の補填をするものでございます。「3 補正額」につきましては、令和7年度実績の学校給食費、第3子以降無償化影響額、地方創生臨時交付金の合計額23億8,149万396円から給食用物資購入費24億9,380万8,694円を差し引いた1億1,231万8,298円が不足しておりますので、1億1,231万9,000円を当該基金からの繰入金として増額補正いたします。

次に、「旧古井家住宅の国宝化に伴う補正」でございますが、「1 概要」のとおり、旧古井家住宅の国宝化に伴い、パンフレットや説明板の更新、防犯カメラ設置による防犯対策強化、敷地内植木剪定、駐車場区画表示等を実施するため、300万円を増額補正するものでございます。「3 事業費詳細」でございますが、需用費として、国宝化を反映したパンフレットの印刷製本費、皆河公民館を臨時駐車場として使用するための修繕費を計上し、委託料として、敷地内の植木剪定費用のほか、説明板や案内板を、国宝化を反映した内容に更新するための経費及び防犯対策用センサーライト設置経費を計上しております。また、使用料及び賃借料並びに工事請負費として、千年家公園にクラウドサービスを利用した防犯カメラ2台を設置する経費を計上しております。

次に、「北部学校給食センター運営事業に係る債務負担行為補正」でございますが、「1 概要」のとおり、姫路市立北部学校給食センターの運営事業に係る契約終了に伴い、次期契約に係る費用について債務負担行為を設定するものでございます。「2 内容」でございますが、北部学校給食センターでは市内中学校を対象とした学校給食事業を実施しており、現在は、民間企業と業務委託契約を締結し、学校給食の調理、配送、施設の維持管理を行っております。令和9年7月をもって現在の契約が終了するため、令和9年8月から令和13年8月までを期間とする次期契約のための債務負担行為を設定いたします。「3 限度額」でございますが、22億円に物価変動等による増減額を加算した額の範囲内としております。「4 期間」は、令和9年度から令和13年度までの5年間で、契約締結は今年度中を予定しております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第19号 令和8年度姫路市一般会計補正予算（第3回 教育委員会事務局所管分）について

原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 19 号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、
議案第 20 号 姫路市立野外活動センター条例を廃止する条例の制定について
及び
報告事項の 4 姫路市立野外活動センター条例施行規則を廃止する規則の制定について
を一括審議します。
事務局からこの件について説明してください

(事務局)

○ (生涯学習課長 議案第 20 号及び報告事項の 4 について説明)
5 月の定例教育委員会において姫路市立藤ノ木山野外活動センターの今後の方針についてご説明させていただきましたとおり、施設の大規模改修工事を行わず、市外等代替施設を利用して自然学校を実施する方が市の経費負担が少ないことから、姫路市立藤ノ木山野外活動センターを廃止することとなったため、関連する条例及び規則について廃止するものでございます。
議案第 20 号「姫路市立野外活動センター条例を廃止する条例について」及び報告事項の 4「姫路市立野外活動センター条例施行規則を廃止する規則の制定について」につきましては、いずれも上記の理由により廃止するものであるため、まとめてご説明させていただきます。
「1 廃止の理由」及び「2 廃止の概要」は、姫路市立藤ノ木山野外活動センターを廃止することに伴い、姫路市立野外活動センター条例、姫路市立野外活動センター条例施行規則を廃止するものでございます。施設の廃止後は、敷地が借地であるため、建物等の除却を行い、土地の返還を予定しております。
「3 施行期日」は、自然学校での施設利用が年内で終了すること、例年 1 月から年度末までの利用は無く、利用者へ影響が無いこと、また、建物等の処分及び地権者への借地返還を速やかに行うために、令和 10 年 1 月 1 日としております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 20 号 姫路市立野外活動センター条例を廃止する条例の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員)

[挙 手]

教育長	○ 全員賛成と認め、議案第 20 号は、原案のとおり可決しました。 報告事項の 4 についてもこれで了承したいと思います。
教育長	○ 次に、 議案第 21 号 姫路市立学校条例の一部を改正する条例の制定について 及び 議案第 22 号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について を一括審議します。 事務局からこの件について説明してください
(事務局)	○ (幼保連携政策課長 議案第 21 号及び第 22 号について説明) 「1 改正の理由」でございますが、令和 6 年 6 月に策定した姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画(第 2 期)に基づき、市立就学前施設の統合再編を行うため、水上幼稚園他 9 園を廃止するものでございます。 次に、「2 改正の概要」でございますが、別表第 2 のうち「姫路市立水上幼稚園」、「姫路市立広峰幼稚園」、「姫路市立曾左幼稚園」、「姫路市立青山幼稚園」、「姫路市立城東幼稚園」、「姫路市立手柄幼稚園」、「姫路市立津田幼稚園」、「姫路市立網干幼稚園」、「姫路市立勝原幼稚園」及び「姫路市立別所幼稚園」の項を削ります。 「3 施行期日」は、令和 9 年 4 月 1 日でございます。
教育長	○ この件について、各委員は質疑を願います。
教育長	○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。 議案第 21 号 姫路市立学校条例の一部を改正する条例の制定について 及び 議案第 22 号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について 原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。
(委 員)	[挙 手]
教育長	○ 全員賛成と認め、議案第 21 号及び第 22 号は、原案のとおり可決しました。 ・・・[非公開案件の審議]・・・
教育長	○ 次に、 報告事項の 1 姫路市立高等学校校舎等整備に係る基本構想・基本計画の策定に向けた取組について 事務局からこの件について説明してください。

○ (教育企画室主幹 報告事項の1について説明)

「項番1 策定の趣旨」でございますが、姫路市立高等学校への発展的統合に至る前の「市立3校の現状」につきましては、少子化が進行する中、社会の変化を見据えた特色ある教育活動に積極的に取り組むとともに、部活動や課外活動など、魅力ある多様な活動を推進していくためには、学級数をこれ以上減らすことなく、より充実した環境を整える必要があり、学校施設の老朽化対策も避けることができない状況にございました。これらのことから、「姫路市立高等学校在り方審議会」からの答申を踏まえ、令和5年2月に策定した「姫路市立高等学校在り方方針」に基づき、市立3校体制を見直し、「充実した教育内容の提供」と「学校施設の抜本的な整備」を行うことで、より一層市民から親しまれ、生徒が憧れる学校づくりを進めることができるよう、新設する1校に、教員や財源などの資源を集中させることといたしました。新設校については、第一段階として、リース契約により仮設校舎を設置するなど、所要の対応を行い、姫路高等学校の校地において、本年4月、姫路市立高等学校を開校しております。第二段階として、通学利便性が高く、より充実した教育内容を実現するための十分な校地面積が確保でき、かつ、手柄山周辺のスポーツ施設等との連携など、立地条件に恵まれた旧中央卸売市場跡地に、新校舎等の建設を進めることとしており、今回策定する新設校の「校舎等整備にかかる基本構想・基本計画」は、時代に対応し、より質の高い高等学校教育を進めていく上で、根幹となる施設コンセプトや、機能、学習空間のあり方を計画するものでございます。

次に「項番2 これまでの検討経緯」でございますが、(1)は、「姫路市立高等学校在り方審議会」からの答申を抜粋したもので、「これからの市立高等学校に求めること」として、「特色ある取組」では、1点目として、グローバル社会で活躍できる人材を育て、本市の豊かな人づくり、まちづくりの推進役を担うことを期待、3点目として、STEAMやリベラルアーツ教育などの実践や、小中学校・大学等との連携、中高一貫教育、単位制など、多様な視点に立った教育内容・制度を積極的に研究、検討を行う必要がある、などとされており、「学校施設環境の整備」では、施設の老朽化への対応など、「再編の必要性」では、1校への集約などを視野に、資源を集中させることが必要などと答申をいただいております。(2)は、「姫路市立高等学校在り方方針」を抜粋したものです。1点目「市立高校学校の再編」、2点目「新設校の校地」は、「項番1 策定の趣旨」でご説明した内容と同様であるため、説明は省略いたします。3点目の「市立高等学校の教育改革」でございますが、「単位制の導入」や「リベラルアーツ教育」など、表中の下線部は、現在、姫路市立高等学校において、既に実施中の取組でございます。今後、「イ 多様な学びの実践」に記載の「本市のリーディング校として、市内小中学校の学びに反映するため、先進的な教育への取り組みの研究、実践を進める中高一貫教育の推進（附属中学校の検討）」などについて、基本構想・基本計画の策定と並行し、検討を進めてまいります。

次に「項番3 基本構想・基本計画における検討事項」でございますが、基本構想では、国・兵庫県や姫路市が策定している教育関連計画等を踏まえ、施設整

備の根幹となる考え方を整理するもので、先進的な教育を行う上での環境を整えるとともに、生徒の学びたいに応える学校となるよう、(2)の施設コンセプトや(4)の施設機能・規模などを検討してまいります。基本計画は、基本構想で検討した内容を踏まえ、必要な諸室の構成・面積に基づいた施設規模の精査及び設備等の検討を行うものでございます。

最後に、「項番4 策定スケジュール(予定)」でございますが、7月に「基本構想・基本計画策定支援業務」に係る委託契約を締結し、現在、建築コンサルタントの知見を活かしながら、3月の計画策定を目途に事務局内で検討を進めております。基本構想や基本計画につきましては、案ができ次第、適時、本委員会にお諮りしたいと考えております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

高校の移転検討にあたり、現状で具体的に何部屋、何平方メートル不足しているのかという定量的な調査状況を知りたいです。資料には「生徒数に対して不足」とありますが、中長期的に見たときに今後もその生徒数が持続するとは限らないので、現状の調査なしに移転ありきで建築コンサルティングが進んでいるのではないかと感じます。

(答)

現校舎で収まりきらないので、仮設校舎を建てて、職員室や特別教室、校長室などを仮設校舎へ移し、現校舎の特別教室を普通教室に転用している状況です。現校舎は、築40年以上が経過しており、今後のことを考えても周辺にスポーツ施設等が集中している手柄地区での整備が教育環境として望ましいと考えております。

(問)

現校舎の改修・増築と、新築移転する場合のライフサイクルコストの比較検証はしていますか。

(答)

居ながら改修は、生徒の教育活動に多大な影響が出ることが懸念されます。また、現校舎は昭和40年代に新設されたものであり、我々が目指す「リベラルアーツ」や「理科教育」に重点を置いた校舎整備、あるいは生徒間の交流を促す空間整備をしていく上では、新しい校舎が必要ではないかと考えております。

(答)

今年度から建設コンサルタントを交え、基本構想・基本計画の策定に着手しています。市場跡地については、事業費の概算や財源、ランニングコストの算出を行う予定です。市の中心部にある広大な一等地ですので、新高校の移転先としての必要面積について、コスト面からも慎重に検討を進めていきたいと思っております。

(意見)

定量的に検証して進めていかないと、大きなお金が動く可能性があることなので、市民への不信感につながらないことを期待しています。

(問)	姫路高校の校地は、土砂崩れの危険区域になっていませんか。
(答)	姫路高校ではなく、琴丘高校と飾磨高校の一部が土砂災害の警戒区域等になっています。
(意見)	令和４年の時点では、「多様な視点に立って検討を行う」という方針のもと様々な案があり、その中に中高一貫教育も含めて検討しましたが、令和５年の段階では、すでに「中高一貫教育の推進」となっています。本来、教育の手法には色々な選択肢があり、小中一貫校である白鷺小中学校が第一号として設置された際も、近隣校区を含め、小学校から中学校をつないでいく９年間の義務教育をセットで組み立てるという明確な枠組みがありました。そういう事例を白鷺で作って、市内で公教育としての枠組みづくりが進められてきた経緯があります。一方で、中高一貫教育となると、対象となる市立高校は市内に１校しかなく、県立や私立という選択肢がある中で、市立としての高校教育をどう進めるかというのは理解できますし、我々もそれを推進してきましたが、そこに附属中学校を設置して中高一貫とする場合、小学６年生から中学校へ上がる段階で生徒を選別することになります。先進的な教育の取組と言いながら、小学校の段階で選別を行い、特定の一箇所において、選別された生徒のみに先進的な取組、教育を施すという手法が、姫路市の公教育として妥当なのかという点は重々に考えていく必要があると思います。中高一貫の価値や意味は理解していますが、これを市として扱うことは、裏を返せば、特定の生徒以外の選択肢を排除することにつながりかねません。小中一貫と中高一貫とでは、その設置意図も意味も異なると思いますので、中高一貫の価値を認めつつも、それを一箇所に絞って公立で行うことについて今一度考えを整理し、今後の検討において、この点をしっかりと踏まえていただくようお願いします。
教育長	○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の１についてはこれです承したいと思います。 ・・・[非公開案件の審議]・・・
(事務局)	○ 次に、日程第５ 次回委員会開催日時等を議題といたします。 事務局より説明してください。
教育長	○ 回りの定例教育委員会を、９月２４日木曜日の午後２時に開催していただきたいと思います。
(委員)	○ 事務局からの提案どおり、回りの委員会については、９月２４日木曜日の午後２時に開催することに御異議ございませんか。
教育長	[異議なしの声あり]

教育長

○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、9月24日木曜日の午後2時に開催することといたします。

(事務局)

○ 以上で、本日の案件は全て終了しました。

○ それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。

○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

教育長

[特になし]

○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後4時17分)